

30東監発第8号
平成30年6月4日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 飯田 武夫
東村山市監査委員 熊木 敏己

平成29年度第3回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

| | |
|-------|--|
| 対象所管課 | 健康福祉部介護保険課（旧 高齢介護課）、健康増進課、資源循環部廃棄物総務課（旧 管理課）、ごみ減量推進課、施設課 |
| 監査の範囲 | 平成29年4月1日から平成30年2月28日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理 |

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に行われているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成30年3月1日から平成30年5月24日まで

| 実施内容 | 実施場所 | 日 程 |
|------|-------|-----------------|
| 実 査 | 所 管 課 | 平成30年 4月13日、16日 |
| 説明聴取 | 監 査 室 | 平成30年 5月16日 |
| 講 評 | 監 査 室 | 平成30年 5月24日 |

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

介護保険課（旧 高齢介護課）

1 指摘事項

元気アップMAP印刷と元気アップMAP大判ポスター作成業務契約において、先進自治体である長野県飯田市を参考としたことから、紹介された飯田市の業者3社のみを指名し見積合わせが行われていた。事業内容から市内近隣業者でも対応できる内容であること、また契約事務の透明性及び競争性を確保することを踏まえ手続きを行うよう改善されたい。

2 意見・要望事項

高齢者紙おむつ支給事業費の予算執行が年度末に行なわれていた。

利用者への有効性を考慮し、手続きを分散するなど事務効率を踏まえた手続となるよう検討されたい。

健康増進課

1 指摘事項

休日準夜応急診療施設使用料における診断書の手数料について、東村山市休日準夜応急診療所の管理及び運営に関する条例の定めとは異なる取り扱いがなされていたので、今後改善されたい。

また、同じく休日準夜応急診療施設使用料における薬剤容器料について、条例どおり、明確な基準を設定されたい。

2 意見・要望事項

休日準夜応急診療施設使用料の領収書管理について、料金が免除された領収書の欠番がある状態でしたので、欠番の生じないように管理されたい。

廃棄物総務課（旧管理課）

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

「特別児童扶養手当受給世帯」に対する指定収集袋の廃棄物処理手数料減免申請の手続において、申請から交付決定まで期間を要しているものがあつた。事務の流れを整理されたい。

ごみ減量推進課

1 指摘事項

秋水園とんぼ工房運営委託業務について木工品等の販売を委託しているが、地方自治法施行令第158条及び会計事務規則第36条に基づく告示行為等が行われていなかった。適正に処理されたい。

また、販売時に領収書の発行が行われていなかった。委託仕様書に定めているように、公金管理マニュアルに準じた対応をされたい。

施設課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。